

◇ 国「平成 28 年度保育対策関係予算概算要求の概要」について ◇

○ 平成 28 年度に向けた厚生労働省保育対策関係予算概算要求がとりまとめられ公表されました。
2016 年度の予算編成に向けた概算要求が各省庁から財務省に提出され、一般会計の要求総額は過去最大の約 102 兆 4,000 億円になり、前年度に続き 2 年連続で 100 兆円を超える額になったこと等が報じられました。このうち厚生労働省一般会計の要求額については、高齢化などに伴う社会保障費の上積み、年金情報のセキュリティー対策強化費等が盛り込まれ、事実上、過去最大となる 30 兆 6,675 億円(対前年度予算比 2.5% 増)となりました。

保育対策関係では「待機児童解消加速化プラン」の取組を強力に進めるため、保育所等の施設整備や小規模保育等の改修による受入児童数の拡大を図ること。また「保育士確保プラン」に基づき、修学資金貸付及び受講費の支援等による人材育成や潜在保育士に対する再就職支援など保育士確保対策を推進する等が掲げられています。以下にその他のポイントと概要資料を掲載いたします。関連省庁等の詳細資料を含めて、後日機関紙にてお伝えする予定です

[主なポイント]

- ・子ども・子育て支援新制度の子どものための教育・保育給付、地域子ども・子育て支援事業等に係る経費については、別途、内閣府において平成 27 年度予算額と同額を要求し、事項要求の取扱いとして予算編成過程で検討する。平成 28 年度概算要求額全体は 8,035 億円。うち厚生労働省予算は 928 億円。
- ・「待機児童解消加速化プラン」の取組を強力に進め、保育所等の施設整備や小規模保育等の改修により、約 7.2 万人分の受入児童数の拡大を図る。
- ・保育所等の施設整備については、市町村に交付金を交付。意欲のある自治体の取組を強力に支援するため、補助率を嵩上げ(1/2→2/3)して、保育所等の整備を推進する。
- ・新規事業として OECD において計画されている保育・幼児教育の従事者に関する調査に参加し、保育・幼児教育の質の向上を図るための政策立案に資するデータを収集する「ECEC Network 事業への参画」27 百万円を要求。

(参考 1)

平成 28 年度保育対策関係予算概算要求の概要

厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課

(平成 27 年度予算)		(平成 28 年度概算要求)	
8,021 億円	→	8,035 億円	【子どものための教育・保育給付費 負担金等の内閣府予算を含む】
914 億円	→	928 億円	【うち厚生労働省予算】

待機児童の解消を図るため、「待機児童解消加速化プラン」の取組を強力に進め、保育所等の施設整備や小規模保育等の改修による受入児童数の拡大を図る。

また、「保育士確保プラン」に基づき、修学資金貸付及び受講費の支援等による人材育成や潜在保育士に対する再就職支援など保育士確保対策を推進する。

(注) 子ども・子育て支援新制度の施行(平成 27 年 4 月)に伴い、子どものための教育・保育給付、地域子ども・子育て支援事業等に係る経費については、別途、内閣府において平成 27 年度予算額と同額を要求し、事項要求の取扱いとして予算編成過程で検討する。

1 待機児童解消加速化プランの更なる展開

待機児童の解消を図るため、「待機児童解消加速化プラン」の取組を強力に進め、保育所等の施設整備や小規模保育等の改修により、約7.2万人分の受入児童数の拡大を図る。また、本年1月に策定した「保育士確保プラン」に基づき、修学資金貸付及び受講費の支援等による人材育成や潜在保育士に対する再就職支援などの保育士確保対策を通じて、受入児童数に対応した必要保育士を確保する。

1. 保育所等の整備支援(一部推進枠)

55,469 百万円 (55,457 百万円)

保育所等整備交付金

保育対策総合支援事業費補助金

市町村が策定する整備計画に基づき、保育所、認定こども園及び小規模保育事業所に係る施設整備事業の実施に要する経費に充てるため、市町村に交付金を交付する。また、待機児童解消加速化プランに基づき、意欲のある自治体の取組を強力に支援するため、補助率を嵩上げ(1/2→2/3)(※)して、保育所等の整備を推進する。

- ・保育所緊急整備事業(※)
- ・認定こども園整備事業(幼稚園型)
- ・小規模保育整備事業(※)【新規】
- ・民有地マッチング事業

※「待機児童解消加速化プラン」に基づき、意欲のある自治体の取組を強力に支援するため、補助率の嵩上げによる保育所等の整備を推進するための経費について、「新しい日本のための優先課題推進枠」において要求。 10,632 百万円 (7,562 百万円)

2. 小規模保育等改修費支援(一部推進枠)

18,540 百万円 (19,952 百万円)

保育対策総合支援事業費補助金

待機児童解消加速化プランに基づき、意欲のある自治体の取組を強力に支援するため、補助率の嵩上げ(1/2→2/3)(※)による小規模保育等の設置を促進する。

- ・賃貸物件による保育所改修費等支援事業(※)
- ・小規模保育改修費等支援事業(※)
- ・幼稚園の長時間預かり保育改修費等支援事業(※)
- ・認可化移行改修費等支援事業(※)
- ・家庭的保育改修費等支援事業(※)

※「待機児童解消加速化プラン」に基づき、意欲のある自治体の取組を強力に支援するため、補助率の嵩上げによる小規模保育等の設置を促進するための経費について、「新しい日本のための優先課題推進枠」において要求。 4,526 百万円 (4,871 百万円)

3. 賃貸方式による小規模保育等の推進(推進枠)

1,934 百万円 【新規】

保育対策総合支援事業費補助金

賃貸方式による保育所や小規模保育事業所の賃借料の一部を支援することにより、保育所や小規模保育事業所による受け皿拡大を促進する。また、土地の確保が困難な都市部での保育所整備を推進するため、土地借料の一部を社会福祉法 人以外にも支援する。

- ・保育所等賃借料支援事業【新規】
- ・保育所設置促進事業 【新規】

4. 保育の量拡大を支える保育士の確保(一部推進枠)9,207 百万円 (7,700 百万円) 保育対策

総合支援事業費補助金
子ども・子育て支援体制整備総合推進事業費補助金

「保育士確保プラン」に基づく取組として、修学資金貸付及び受講費の支援等による人材育成や保育士登録簿を活用し、保育士・保育所支援センターによる潜在保育士に対する定期的な再就職支援など、保育士確保対策の充実を図る。また、保育士の質の向上・人材確保を行うための各種研修を実施する。

○保育士確保対策

- ・保育士・保育所支援センター設置運営事業【一部新規】
- ・保育士宿舍借り上げ支援事業
- ・保育体制強化事業
- ・保育士養成施設に対する就職促進支援事業
- ・未就学児をもつ保育士に対する保育所復帰支援事業【新規】
- ・潜在保育士の再就職支援事業【新規】

○保育士資格取得と継続雇用の支援

- ・認可外保育施設保育士資格取得支援事業
- ・保育士資格取得支援事業
- ・保育教諭確保のための保育士資格取得支援事業
- ・保育士修学資金貸付事業
- ・保育士試験追加実施支援事業
- ・保育士試験による資格取得支援事業

○保育士の質の向上と保育人材確保ための研修

- ・保育の質の向上のための研修事業
- ・新規卒業者の確保、就業継続支援事業
- ・保育所保育士研修等事業
- ・保育士試験合格者に対する実技講習【新規】
- ・保育実習指導者に対する講習【新規】

5. 認可を目指す認可外保育施設への支援

1,034 百万円 (1,019 百万円)

保育対策総合支援事業費補助金

[15,995 百万円]([15,995 百万円])

子どものための教育・保育給付費補助金(内閣府予算)

認可外保育施設が認可保育所または認定こども園へ移行するために障害となっている事由を診断し、移行するための計画書の作成に要する費用等について財政支援を行う。

6. 事業所内保育施設への支援

4,427 百万円 (5,139 百万円)

労働保険特別会計

事業所内保育施設の設置促進のため、設置・運営に係る経費を助成する。

2 地域子ども・子育て支援事業の推進(保育関係)

子ども・子育て支援新制度により、すべての子ども・子育て家庭を対象に、保育、地域の子ども・子育て支援の量及び質の充実を図る。

1. 子どものための教育保育給付

600,494 百万円＋事項要求(600,494 百万円)

子どものための教育・保育給付費負担金(内閣府予算)

① 施設型給付

保育所、認定こども園、幼稚園を通じた共通の給付により、就学前児童が教育・保育施設から受けた教育・保育の提供に要した費用について財政支援を行う。

※公立分については、地方財政措置により対応。

② 地域型保育給付

小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業など多様な事業の中から利用者が選択できる地域型の給付により、就学前子どもが事業者から受けた保育の提供に要した費用について財政支援を行う。

※平成28年度における社会保障の充実(「量的拡充」及び「質の向上」)に係る費用については、予算編成過程で検討。

2. 地域子ども・子育て支援事業

94,210 百万円＋事項要求 (94,210 百万円)

子ども・子育て支援交付金(内閣府予算)

市町村が地域の実情に応じて実施する以下の事業に要する費用について財政支援を行う。

① 利用者支援事業

子どもや保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の利用について情報収集を行うとともに、それらの利用に当たっての相談に応じ、必要な助言を行い、関係機関等との連絡調整等を実施するための経費

② 延長保育事業

残業や通勤距離の遠距離化など保護者のニーズに応じて開所時間を超えて実施する延長保育を推進する。 ※公立分については、地方財政措置により対応。

③ 病児保育事業

地域の児童を対象に当該児童が発熱等の急な病気となった場合、病院・保育所等に付設された専用スペースにおいて看護師等が一時的に保育する事業、及び保育中に体調不良となった児童を保育所の医務室等において看護師等が緊急的な対応を行う事業等を推進する。

④ 一時預かり事業

日常生活上の突発的な事情や育児疲れ等に対応するため、保育所等で乳幼児を一時的に預かる事業を推進する。

⑤ その他(多様な主体の参入促進事業、実費徴収に伴う補足給付を行う事業)

※平成28年度における社会保障の充実(「量的拡充」及び「質の向上」)に係る費用については、予算編成過程で検討。

3. 認可を目指す認可外保育施設への支援等(再掲)

15,995 百万円 (15,995 百万円)

子どものための教育・保育給付費補助金(内閣府予算)

認可保育所等への移行を希望する認可外保育施設や認定こども園への移行を希望して長時間の預かり保育を行う幼稚園に対し、特定教育・保育施設への移行を前提として運営に要する費用について財政支援を行う。

① 認可化移行運営費支援事業

② 幼稚園長時間預かり保育事業

※平成28年度における社会保障の充実(「量的拡充」及び「質の向上」)に係る費用については、予算編成過程で検討。

3 その他の保育の推進

1. 事故情報の集約・事後検証等

5 百万円 (5 百万円)

保育所等における重大事故の再発防止のため、事故情報の集約、事後検証等を実施する。

2. 子どもの預かりサービスに係る安全確保業務 8 百万円 (7 百万円)
子どもの預かりサービスの安全性を確保するため、マッチングサイト運営者のガイドライン遵守を促し、子どもの預かりサービスを行う事業者のガイドラインの適合状況の確認等を実施する。

3. ベビーシッター派遣事業 80 百万円 (80 百万円)
ベビーシッター派遣事業費補助金
残業や夜勤等の多様な就労実態に対応して、民間企業の従業員がベビーシッター派遣サービスを利用した場合等に利用料を一部助成する。

4. 子育て支援員研修 654 百万円 (653 百万円)
子ども・子育て支援体制整備総合推進事業費補助金
幅広い子育て支援分野において、経験豊かな地域の人材が幅広く活躍できるよう、必要な研修を受講した者を「子育て支援員」として認定することにより、新たな担い手となる人材の確保等を図る。

5. 子ども・子育て支援の充実のための研修・調査研究事業の推進 301 百万円 (399 百万円)
子ども・子育て支援新制度において、様々な給付・事業が拡充されることに伴い、担い手となる職員の資質向上及び人材確保を行うため各種研修を実施するとともに、子ども・子育て支援新制度の円滑な施行及び子ども・子育て支援に関する制度の見直しや課題に対応するための各種調査研究を実施する。

6. ECEC Network 事業への参画 27 百万円【新規】
OECD において計画されている保育・幼児教育の従事者に関する調査に参加し、保育・幼児教育の質の向上を図るための政策立案に資するデータを収集する。

7. その他 1,110 百万円 (1,019 百万円)
保育対策総合支援事業費補助金等
保育所において、障害児を受け入れるために必要な改修費等の一部を補助する事業、認可外保育施設に従事する職員に対する健康診断に必要な費用の一部を補助する事業、市町村域内における保育需給のミスマッチを解消するため、利便性の良い場所に設置する送迎センターにおいて、送迎バス等による児童の送迎に要する費用の一部を補助する事業等を実施する。

(参考 1) 子ども・子育て支援新制度における量及び質の充実 (社会保障の充実)

平成 28 年度における社会保障の充実 (「量的拡充」及び「質の向上」) に係る費用については、予算編成過程で検討する。

○ 量的拡充

市町村子ども・子育て支援事業計画に基づき、保育、地域の子ども・子育て支援の事業量の計画的な拡充を図る。

○ 質の向上

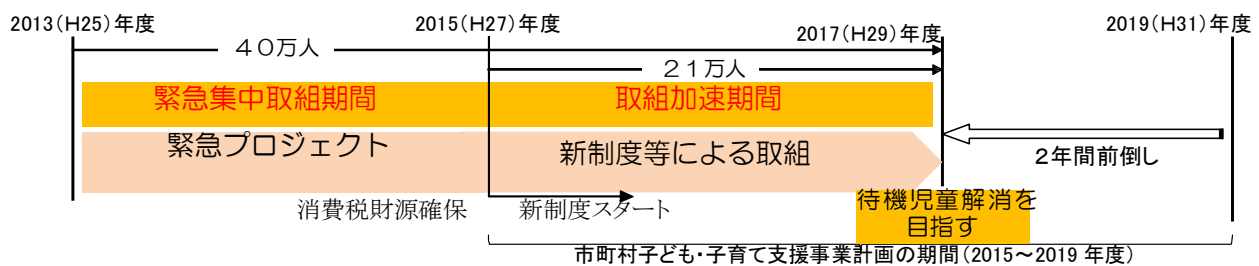
子ども・子育て支援新制度の基本理念である質の高い保育、地域の子ども・子育て支援の実現のため、更なる「質の向上」として、消費税財源以外の財源 (0.3 兆円超) にて実施する以下の事項については、予算編成過程で検討する。

- ・ 1 歳児の職員配置を改善 (6 : 1 → 5 : 1)
- ・ 4・5 歳児の職員配置を改善 (30 : 1 → 25 : 1)
- ・ 保育所の職員給与の改善 (3% → 5%)
- ・ 研修の充実 (代替要員の配置) (年間 2 日分 → 年間 5 日分) など

（参考2）待機児童解消加速化プランについて

- 平成25年4月、待機児童解消に向けた地方自治体の取組を強力に支援していくため、平成29年度末までに約40万人分の保育の受け皿を確保する「待機児童解消加速化プラン」を策定。
- 平成25・26年度の保育拡大量は約19.1万人となり、緊急集中取組期間の整備目標（約20万人）は、ほぼ達成する見込み。
- 平成27年度以降の3年間（取組加速期間）についても、約21万人分の保育の受け皿を確保することとしており、平成28年度については、待機児童の解消に向けた自治体の取組を推進し、約7.2万人分の保育の受け皿を確保していく。

＜図1＞待機児童解消加速化プラン



＜図2＞約7.2万人分の受け皿確保に向けた予算措置状況

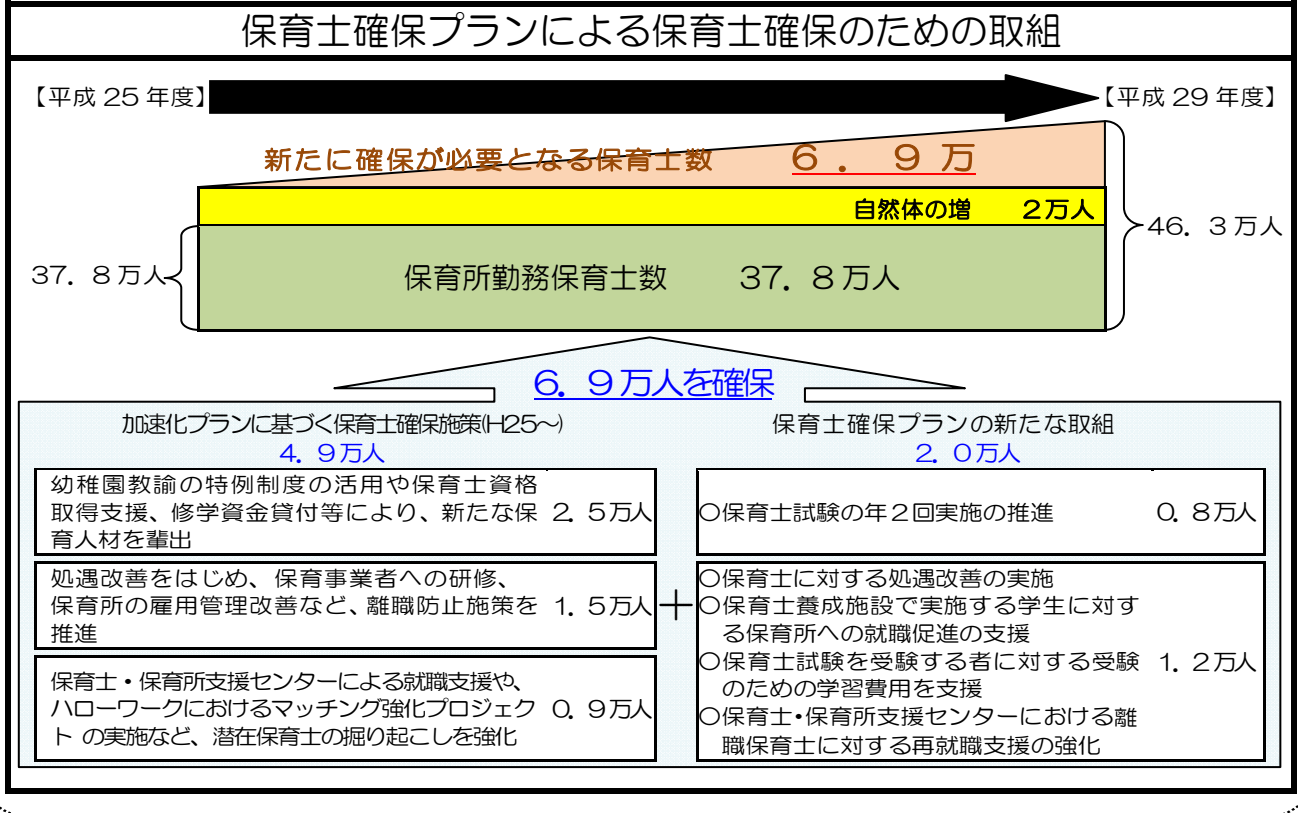
保育所等の施設整備費	約3.3万人 保育所等整備交付金 (保育所、認定こども園、小規模保育)
小規模保育等の改修費	約3.9万人 各種改修等支援事業 (小規模保育、賃貸物件による保育所、幼稚園長時間預かり保育、認可外保育施設、家庭的保育)

＜図3＞取組加速期間における受入増加数

	H27年度	H28年度	H29年度	計
受入増加数	+8.2万人	+7.2万人	+5.6万人	+21万人
認可保育所	+5.5万人	+4.5万人	+3.4万人	+13.4万人
認可保育所以外	+2.7万人	+2.7万人	+2.2万人	+7.6万人

(参考 3) 保育士確保プランについて (平成 27 年 1 月 14 日公表)

- 「待機児童解消加速化プラン」の確実な実施のため、子ども・子育て支援新制度において国全体が必要となる保育士数を明らかにした上で、数値目標と期限を明示し、人材育成や再就職支援等を強力に進めるための「保育士確保プラン」を策定。
- 「保育士確保プラン」では、保育士試験の年 2 回実施の推進や処遇改善など保育士確保に向けた新たな施策を講じるほか、従来の保育士資格取得支援などの確保施策についても引き続き実施し、保育士の確保に向けて全力で取り組んでいく。



(参考 4)

平成 28 年度厚生労働省 税制改正要望事項

※項目の前に * 印を付している項目は他省庁と共同要望をしている項目

子ども・子育て

- * ○ 子育て支援に要する費用に係る税制措置の創設 [所得税、個人住民税]
仕事と家庭を両立し、女性の活躍を促進する等の観点から、ベビーシッターの利用等の子育て支援に要する費用の一部について、税制上の所要の措置を講ずる。
- ひとり親家庭への支援の充実等に伴う税制上の所要の措置 [所得税、個人住民税 等]
ひとり親家庭や多子世帯への支援の充実、社会的養護の推進、児童虐待防止対策の強化等に伴い、税制上の所要の措置を講ずる。
- 保育所等を経営する社会福祉法人に係る寄附税制の拡充 [所得税]
少子化が進行する中、保育所、児童養護施設、放課後児童クラブ、障害児通所支援事業等を経営する社会福祉法人へ寄附金を支出した場合の所得控除限度額を、現行の総所得の 40% から 50% へ引き上げる。

※ 厚生労働省サイトより関連資料を入手できます。

厚生労働省ホーム > 政策について > 予算および決算・税制の概要 > 予算 > 平成 28 年度厚生労働省所管概算要求関係
<http://www.mhlw.go.jp/wp/yosan/yosan/16syokan/>

* 今後メールのみの全私保連ニュース配信を希望する園は下記までその旨を書いてメール送信して下さい。FAX を停止しメール送信に切り替えます。FAX: 03-3865-3879 E-mail: ans@zenshihoren.or.jp